

## 【所定疾患施設療養費算定状況】の公表について

所定疾患施設療養費の算定状況 厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

### ◆所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は下記の通りです。

・所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

（Ⅱ）は診断及び診断に至った根拠、診断を行った日実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載している事。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む）1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する

- ・イ 肺炎
- ・ロ 尿路感染症
- ・ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・ニ 蜂窩織炎

### ◆所定疾患施設療養費算定状況 【令和5年度】

算定月	疾患名	開始日	治療日数
4月	尿路感染症	4/11	5
	(2件)	4/13	5
6月	尿路感染症	6/6	5
	蜂窩織炎	6/9	3
	尿路感染症	6/9	5
	(3件)		
7月	蜂窩織炎	7/5	10
	尿路感染症	7/11	5
	(2件)		
8月	尿路感染症	8/29	5
	(1件)		

算定月	疾患名	開始日	治療日数
10月	尿路感染症	10/8	5
	(1件)		
12月	蜂窩織炎	12/2	10
	(1件)		
R6.1	尿路感染症	1/5	5
	(1件)		
2月	尿路感染症	2/4	5
	(1件)		
3月	尿路感染症	3/8	5
	(1件)		